

平成 30 年 第 1 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 付 属 資 料

保 健 福 祉 局

## 目 次

ページ

- 1 神奈川県がん克服条例の一部を改正する条例の概要…………… 1
- 2 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例の概要…………… 5

1 神奈川県がん克服条例（平成 20 年神奈川県条例第 25 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者、事業主及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第 12 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、<u>全ての</u>県民が<u>その置かれている状況に応じ、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともにがん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第 2 条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関、<u>事業主並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策推進計画（がん対策基本法第 12 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画をいう。第 14 条において同じ。）</u>を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第 4 条 <u>事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(県民の責務)</p> <p>第 5 条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等が<u>がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がん</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ</p> <p>____、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者____及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第 12 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、<u>すべての</u>県民が____<u>科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けられる</u>____ようにする__</p> <p>__ための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第 2 条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関____<u>並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策を</u>____策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第 4 条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等が<u>がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がん</u></p>

改 正	現 行
<p>の予防に細心の注意を<u>払い</u>、及び<u>、積極的</u>にがん検診を受けるよう<u>努めるとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければ</u>ならない。 (<u>未病の改善によるがんの予防等</u> <u>_____</u>)</p>	<p>の予防に細心の注意を<u>払うとともに</u>、積極的にがん検診を受けるよう<u>_____</u> <u>_____</u>努めなければ</p> <p>ならない。 (<u>_____</u>がんの予防及び早期発見の 推進)</p>
<p>第6条 県は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発、<u>未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）</u>のための<u>取組の推進</u>その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>2 (略) (がん医療に関する情報の収集及び提供)</p>	<p>第5条 県は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発<u>_____</u> <u>_____</u>その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>2 (略) (がん医療に関する情報の収集及び提供)</p>
<p>第7条 県は、<u>全て</u>の県民が科学的知見に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるよう、診療情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、<u>がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第2項に規定するがん登録、地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度のうち、県が主体的に実施するものをいう。）</u>その他の必要な<u>施策を講ずるものとする。</u> (がん医療の水準の向上)</p>	<p>第6条 県は、<u>すべての</u>県民が科学的知見に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるよう、診療情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、<u>地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度）</u>その他の必要な<u>施策を講ずるものとする。</u> (がん医療の水準の向上)</p>
<p>第8条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、市町村及び専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>医科と歯科との適切な連携（医科及び歯科に係る医療機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）</u>の促進</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>リハビリテーションの提供の促進。</u> (研究の推進)</p>	<p>第7条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、市町村及び専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(研究の推進)</p>
<p>第9条 県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防及び診断に関する方法並びに免疫療法その他の革新的ながんの治療に関する方法の</p>	<p>第8条 県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防及び診断に関する方法並びに免疫療法その他の革新的ながんの治療に関する方法の</p>



改 正	現 行
況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 神奈川県歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例（平成23年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （基本理念）</p> <p>第3条 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりは、<u>未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）</u>につながるものとして、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。</p> <p>第4条～第9条（略） （基本的施策）</p> <p>第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>歯科と医科との適切な連携（歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）</u>による歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する取組を推進すること。</p> <p>(4) <u>8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）</u>、<u>オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）</u>その他年齢に応じた歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する取組を推進すること。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進すること。</u></p> <p>(8)～(11)（略）</p> <p>第11条～第13条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （基本理念）</p> <p>第3条 歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりは_____</p> <p>_____、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。</p> <p>第4条～第9条（略） （基本的施策）</p> <p>第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）</u> _____</p> <p>_____ <u>その他年齢に応じた歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する取組を推進すること。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者</u> _____</p> <p>_____ <u>その他の者に係る歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進すること。</u></p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>第11条～第13条（略）</p>